

税務署定期人事異動 (平成28年7月10日付)

税務署の人事異動が発令されました。松本署では署長、副署長（法担）ほか、各部門で動きがありました。

法人会と関係が深い法人1部門においては、2年間お世話になった小泉統括官が転勤となり、新たに郡司統括官が着任されましたが、研修会講師などでお世話になっております高山上席調査官は引き続き法人会担当として留任していただくこととなりました。



しみず しゅんいち
清水 俊一

署長のご紹介

出身地 長野県

略歴 平成19年 土浦署 副署長
21年 局 総務部 税務相談室 主任相談官
22年 関東信越国税不服裁判所 第一部
副審査官
24年 局 総務部 税務相談室 主任相談官
25年 局 課税第一部 国税訟務官室 主
任訟務官
26年 藤岡署 署長
27年 局 総務部 税務相談室 副室長
28年 現職（7月から）

着任のご挨拶

松本税務署長 清水 俊一

盛夏の候、一般社団法人松本法人会の会員の皆様方には、益々ご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動により、松本税務署長を拝命いたしました清水でございます。

出身は伊那市であります。松本税務署は初任地であり、30数年ぶりの思い出深い場所です。

松本地域は山紫水明の地であり、また歴史や文化遺産に恵まれており、再びご当地に勤務できることを大変光栄に思っております。

神澤会長をはじめ、松本法人会の皆様方には、日頃から活発な法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

松本法人会におかれましては、永年にわたり、正しい税知識の普及や納税道義の高揚、さらには献血活動等の地域社会への貢献を行うとともに、青年部による租税教室の開催、女性部による「税に関する絵はがきコンクール」など、租税啓発活動にも取り組まれております。

更に、最近では新たな取組として、企業の内部統制

面や会計経理面の質的向上に資することを目的として、「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」を始められ、「自主点検チェックシート」等を配布されておられます。

こうした活動を通じて、適正・公平な申告納税制度の維持・発展に大きく寄与されておりますことに、心から敬意を表する次第です。

さて、最近の税務を取り巻く環境は、経済情勢の変化に伴い一段と厳しさを増しており、また、国民の税に対する関心も益々高まっている中で、行政に対する透明性・効率性の確保が従来以上に求められている状況にあります。

税の執行に携わる私どもといたしましては、環境の変化に的確に対応しながら、より一層、行政の透明性を確保し、説明責任を的確に果たしつつ、法令に定められた手続きを遵守して、「適正かつ公平な課税の実現」と「期限内納税の確保」を図ることにより、国民の皆様方の理解と信頼が得られるよう、努めてまいり所存でございます。

特に、納税者の利便性の向上と税務行政の効率化に資するe-Taxにつきまして、皆様方のご理解とご協力により、年々その利用割合が向上しておりますことに感謝申し上げますとともに、今後とも「ダイレクト納付」を含めた更なるご利用をお願い申し上げます。

また、本年1月から利用が始まりました「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」につきましては、円滑な導入が図れますよう制度の周知・広報に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、税務行政に課せられた使命・責務を果たしていくためには、私どもの力のみでは不届きと限りがございます。そのため、法人会の皆様方が税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、誠に心強い限りであり、松本法人会の皆様の日頃からのご協力に対しまして改めて深く感謝申し上げます。今後とも、e-Taxの利用拡大、消費税の期限内納付、租税教育の充実等、積極的なご支援を重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、暑い日が続いておりますので、皆様方におかれましては、体調管理にご留意の上ご活躍されますとともに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。



離任のご挨拶

前署長 ^{なかむら} 中村 ^{かずお} 一雄

このたび、所沢税務署長として転任することになりました。

松本税務署は、19年ぶり2回目の勤務でしたが、特にこの1年間は、法人会の皆様とお付き合いさせていただく機会が多く、神澤会長をはじめ役員、会員の皆様、事務局の皆様には格別のご協力とご厚情を賜りました。心より感謝申し上げます。

また、皆様の会活動に対する積極的な姿勢に接し、税務行政に携わる者として、誠に心強い限りでございました。

松本署在任中は、8月の役員大会、10月のクイズ税金百科のテレビ収録、また、11月の「税を考える週間」行事などに出席させていただき、1年間の法人会の皆様との数々の思い出が蘇ってまいります。

このような皆様の活動に対し、改めて敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

さて、松本法人会におかれましては、一般社団法人として3年が経過いたしました。会員企業の皆様におかれましては、地方経済が依然厳しい環境にあり、企業経営も何かとご苦労が多いことと思っております。

松本法人会が神澤会長を中心として様々な課題を克服され、着実な歩みを続けられますこと並びに会員企業が一刻も早く景気回復を実感出来ますことを祈念申し上げますとともに、今後も税務行政のよき理解者として、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。

着任者略歴 (敬称略)



^{たまがわ} 玉川 ^{なおふみ} 直文 副署長 (法担)

出身地 長野県
平成23年 局 調査査察部 査察第三部門 総括主査
24年 局 調査査察部 査察管理課 課長補佐
25年 沼田署 総務課 課長
27年 前橋署 総務課 課長
28年 現職 (7月から)



^{おみ} 輿 ^{まさひろ} 正浩 総務課長

出身地 長野県
平成22年 松本署 個人課税第一部門 統括調査官
24年 長野署 個人課税第一部門 統括調査官
25年 信濃中野署 総務課 課長
27年 飯田署 総務課 課長
28年 現職 (7月から)



^{ぐんじ} 郡司 ^{しげる} 茂 法人課税第一部門 統括国税調査官

出身地 茨城県
平成23年 局 調査査察部 査察総括第二課 査察国際専門官
25年 局 調査査察部 査察総括第二課 査察情報技術専門官
26年 局 調査査察部 査察第六部門 総括主査
27年 上田署 法人課税第一部門 統括調査官
28年 現職 (7月から)

転入 (敬称略)

署長
副署長 (法担)
総務課長
税務広報広聴官
特別国税調査官 (法人担当)
法人一統括官
法人二統括官
法人三統括官
法人五統括官
審理専門官 (法人担当)
法人課税 連絡調整官

清水 俊一
玉川 直文
輿 正浩
鈴島 利子
金井 昭治
郡司 茂
中澤 忠治
宿野部 英俊
平林 健司
滝澤 吉輝
北澤 哲也

局 総務部 税務相談室 副室長
前橋署 総務課長
飯田署 総務課長
諏訪署 管理運営 総括上席
上田署 特別国税調査官 (法人担当)
上田署 法人一統括官
佐久署 法人二統括官
局 課税第二部 資料調査第二課 主査
松本署 法人課税 連絡調整官
越谷署 法人一上席
飯田署 法人課税 総括上席

転出 (敬称略)

所沢署 署長
局 課税第二部 統括国税調査官 (諸税担当)
局 課税第一部 資産課税課 課長補佐
諏訪署 法人三統括官
長野署 法人一統括官

中村 一雄
小林 君人
仲北 篤
堀内 誠
小泉 潤

署長
副署長 (法担)
総務課長
税務広報広聴官
法人一統括官



皆さん
こんにちは♪

(有)丸山菓子舗
安曇野市穂高
代表取締役社長 丸山 明男 氏

「菓子作りの物語」

創業107年を迎える4代目社長。100周年を機に代を継承した。今でも現場での菓子作りに軸足を置き、

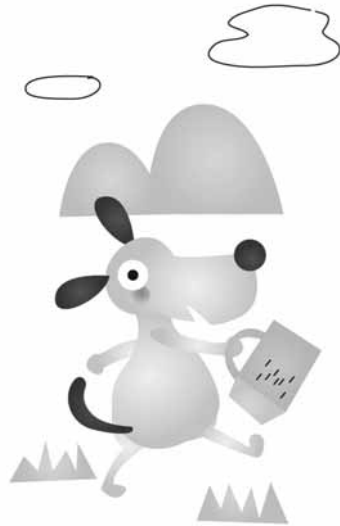
信条は、菓子作りの伝統や文化を素材や季節感を大切にしながら、地域に根差したお菓子を作ること。

『菓子作りの物語』と、100周年を機に作った「拾ヶ堰(じっか)」の背景を生き生きと語る姿に4代目として創りたい会社作りであり菓子作りへのこだわりを感じる。自己研鑽は欠かさず、全国のモデルとなる菓子店舗への視察を社員旅行と兼ねて毎年行く。それも社訓である「味の追及を通じて人間形成に役立てよう」からきている。

地域への活動も精力的。小学校や専門学校でのお菓子教室、地域の野菜を使ったお菓子作りのリーダーとして活躍。昨年からは、「街を元気にしよう」と七夕まつりやハロウィンまつりを有志数人と企画。予想を超える数の参加者に驚き、今年も考えているとのこと。

忙しい中、たまの休日は最近生まれた愛娘と時間を過ごし、家族のありがたさや喜びを味わっているようです。

(山口吉孝編集委員)



頑張ってます!!

『社長と二人三脚で』

(株)マルイチマシン
安曇野市穂高有明
常務取締役
菅澤みず江 さん

創業34年を迎える株式会社マルイチマシンはマシンングセンターを中心とした精密フライス加工をメインに、半導体、FPD、光学分野そして医療、航空、音響部門でも活躍している

企業です。その屋台骨を支えているのが、常務取締役の菅澤みず江さんです。菅澤さんは代表取締役菅澤一隆さんの奥様であります。菅澤さんは社長(ご主人様)と二人三脚でこの会社を運営、経理をはじめ総務そしてあらゆる雑務をこなし幾星霜、成長著しく、現在では従業員34名を抱える大所帯となっております。

菅澤さんは会社の経営陣として、また妻として、そして母親として八面六臂の活躍をされて現在に至っております。そうした苦勞をみせないどころか、いつも爽やかな笑顔が似合うバリキャリアウーマンです。息子さんご夫婦も経営陣として頑張っている、羨ましい限りの企業であります。菅澤さんのバイタリティがこの企業の成長を確実なものにしていることを実感しました。そんな菅澤さん、「趣味のゴルフを家族であることが今一番の気分転換になるのかな」と少し照れくさそうに語ってくれました。

(沖健史編集委員)



法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

キッセイ薬品工業株式会社

本社:〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号
URL: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所
社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



ふるさとの宝
次代へのおくりもの

220

つわもの
～ 兵どもが 夢の跡 ～

こいわたけ じょうし
小岩嶽城址公園

仁科一族の系統古厩氏が領有していた現安曇野市穂高有明の古厩地区に仁科盛國が築城したといわれる小岩嶽城。この城は領主仁科氏が信濃国守護小笠原氏との抗争で軍門に下り、被官化し、臣下になっても小笠原氏を警戒するために建てられたともいわれています。

その後天文年間に武田晴信の信濃侵攻により小岩嶽城は攻められ城主は自刃、仁科宗家も滅亡することとなります。そして小岩嶽一帯の元々の領主である古厩氏は武田氏の家臣となり領土を守りました。武田氏滅亡後は上杉景勝配下の市川信房に組して小笠原家が旧領に復帰、古厩氏も小笠原家に従うこととなりま



した。然し天正10年(1583)上杉方に通じて小笠原氏逆心企てたという理由で成敗され、古厩氏居城の古厩城と共にこの城も廃城になったといわれています。まさしく「夏草や 兵どもが 夢の跡」の句を吟じず

にはおれません。時代に翻弄された勇者たちの叫びが聞こえてくるような空間を醸し出している小岩嶽城址公園です。

この公園に、実は松本法人会穂高部会で毎年桜の植樹をしております。公園も年ごとに整備され、小岩嶽城址公園を訪れる方々も年々増えているとお聞きしております。時代に翻弄された勇者たちも「願わくば 花の

下にて春死なん その如月の望月のころ」と思っていてくれたらこれまた幸甚の極みです。

(沖健史編集委員)

松本法人会における「平成28年熊本地震」への対応について (ご報告)

4月の熊本地方を震源とする地震では49名に及ぶ犠牲者、多数の負傷者や家屋倒壊による避難者がでるなど、大きな被害が生じました。そこで全法連では、「被災法人会」への支援を全国の法人会から受け付け、取りまとめた義援金を被災県連に渡し、被害の度合いにより被災した単位会へ分配してもらう活動を行うこととなりました。

一方、被災地一般に対する公的機関へ寄付する義援金については、「国等に対する寄付金」に該当することから、全法連では取りまとめを行わず、各会の判断に任せることとしました。

そのような状況の中、私ども松本法人会では次のように対応いたしましたのでご報告申し上げます。

1. 「被災法人会」への支援

長野県連では、県下各単位会の義援金を会員数基準で設定し、取りまとめて全法連に送金しました。

長野	55,000円	佐久	25,000円
上田	35,000円	諏訪	30,000円
伊那	20,000円	飯田	25,000円

木曾	10,000円	松本	45,000円
大北	10,000円	信濃中野	15,000円
県連	100,000円	合計	370,000円

2. 被災地一般に対する義援金

松本法人会として日本赤十字社へ義援金を寄託しました。

[内 訳]

・松本法人会	150,000円
・旧市内20部会	50,000円
合計	200,000円

各部会独自に次のように義援金を拠出しました。

(7月8日時点本会把握分)

- ・塩尻部会 100,000円(7月25日に塩尻市社会福祉協議会経由日本赤十字社に寄託)
- ・穂高部会 100,000円(6月16日に市民タイムス熊本地震救援おもしろいやりボックスに寄託)
- ・堀金部会 金額・寄託先は未定であるが実施予定

法律レポート

平成29年4月から始まる長野地方裁判所松本支部における 労働審判を経営者も最大限、活用しよう！ (その2)

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



労働審判制度を地域住民にとって宝の持ち腐れにせず、権利としての労働審判を積極的に活用することが、地域司法の充実の観点からも極めて重要になります。労働問題であれば、権利・利益の大小に拘わらず労働審判を申し立てることが可能であり、労働者個人と会社との労務問題を審議する制度であるため、労働者に限らず雇用する側の企業も、メリット・デメリットや基礎的知識を十分に理解した上で労働審判に臨みましょう。

労働審判は原則3回までの期日で終了するため、スピード勝負です。労務安全情報センターの平成22年～26年のデータによると、第1回期日で終了する割合が30.7%となっており、労働審判手続では、通常第2回で審理が終了し、統計上は、第2回で終了する確率が39.0%で、第1回期日も合わせると約70%は2回目までに終了し全件1年以内には手続が終了し、平均で74日となっています。民事訴訟の判決が出るまでの平均期間は約10カ月ですので、かなりのスピード解決が見込めます。

1. 労働審判を申し立てられた使用者が心がけるべきことを知ろう！

大半の場合は、労働者側が申立人、使用者側が相手方となります。ただし逆も可能です。

(1) 準備を急ぐ必要性

裁判所が指定した第1回期日は、原則として変更出来ません。労働審判の場合、第1回期日で基本的な心証が形成されてしまうため、第1回期日の前に提出する答弁書にすべての主張・

反論を盛り込むことが要求されます。(第2回、第3回の期日は、新たな主張・立証のためではなく、和解の可否を探ることや審判の言い渡しのために設けられます。)第1回期日は申立日から原則として40日以内に指定されます。

(2) 準備すべき事項

労働審判の場合には原則として3回で終了するため、可能な主張・証拠を原則としてすべて、第1回期日の1週間前までに準備しなければなりません。

(3) 判例・労働法上の反論を行う必要性

例えば解雇に関するトラブルで解雇の有効性が争われた場合、解雇理由として能力不足のみを延々と述べ立てるだけでなく、最高裁判例を踏まえ、解雇に合理的な理由があったことを立証することが必要です。勤務態度が不良で何度注意しても改まらなかったこと、非行があったこと、過去に懲戒歴があったことなど、解雇権濫用とならないために能力不足以外の事実も可能な限り示す必要があります。

2. 使用者側にとってのメリットを知ろう！

(1) 労働審判は1項の通りスピード勝負のゆえに負担が大きい手続ではありますが、短期間の内に合理的な内容で早期解決できる可能性もあります。

(2) 訴訟で相手方に腰を据えて争われると非常にやっかいな案件(主張立証も含めて)で労働審判が申し立てられた場合、申立人は短期間の内に一定の結論を得ることを優先希望している

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

ことが多く、解決が見込まれます。

- (3) 労働審判の場で、汲むべき会社側の事情を熱心に説明すれば、申立人側からかなりの譲歩を引き出せる可能性や、申立人側の申立に対して過大な請求を封じたり、大幅に縮減できる可能性があります。

3. 労働審判の対象事件を知ろう！

- (1) 労働審判として主に申し立てられる対象は、労働者としての権利・利益に関わる争いで、賃金に関するトラブル（残業代・給料・退職金・賞与の未払、労働条件の不利益変更など）雇用に関するトラブル（不当解雇、雇い止め、退職強要、退職勧奨など）があります。
- (2) したがって、労働組合と会社との争いや、パワハラ・セクハラなどで従業員対従業員に対しては労働審判ではできませんし、原則として、公務員の労働審判はできないことになっています。
- (3) 事実関係が複雑で当事者間に争いがあり、事実認定に時間を要することが予測される事案は、労働審判になじまないと考えられています。例えば、労働時間やその内容に争いがあり、タイムカードなどの労働時間自体に証拠がない場合の紛争については、労働審判になじまない判断される可能性があります。（事実関係に争いなく金額だけでもめているケースがフィットします。）
- (4) 複雑な事実認定がある場合や、大きな法律上の論争が予測される場合には、労働審判がなされても、相手方から異議が出される可能性が極めて高いので、はじめから訴訟を選択する方が効率的ということになります。

4. 労働審判に必要な証拠を集めよう！

- (1) 賃金関係のトラブルの場合、元々の給与

の決まりが書かれたもの（雇用契約書、就業規則、求人票など） 実際に働いた時間が分かるもの（タイムカード、勤怠表、出勤簿など） 実際に支払われた金額が分かるもの（給与明細、振込通帳、源泉徴収票など）が必要となります。なお、賃金の消滅時効は2年間とされています。

- (2) 雇用に関するトラブルの場合、元々の雇用に関する決まりが書かれたもの（雇用契約書、就業規則など） 勤務態度が記されたもの（人事評価表など） 解雇の事実と理由を証明するもの（解雇通知書、解雇理由証明書など）が必要となります。なお、使用者が退職届を一応とって解雇という手続は避けるべきケースであっても、実質的に解雇と認定され、解雇無効を争われることもあります。

5. 労働審判によってもたらされる3つの結果を知ろう！

(1) 調停解決

話し合いでまとまれば、調停解決となります。金銭的なやりとりの内容を守らなかった場合、強制執行手続を行えるという効力があります。

(2) 審判

話し合いがまとまらなければ、裁判所の決定を下され、労働審判となります。審判は判決と同じ効力を発揮します。

(3) 訴訟手続へ移行

下された審判に異議を申し立てると、訴訟手続へ移行します。労働審判の告知から確定まで

の2週間の間に異議を申し立てなければなりません。

三浦法律事務所

当会顧問弁護士 三浦 守 孝

〒390-0874 松本市大手1-3-29

丸今ビル3F

TEL (0263) 39-2030(代)

FAX (0263) 39-2031

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)

<http://www.sanrinkk.co.jp/>

大切な瞬間 写真で残します

増田写真機店

松本市大手4-11-1 (大正ロマンの街 上土商店街)

TEL32-3173 FAX32-7074

E-mail:masuda@po.mcci.or.jp

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁰¹〕

不動産売買に伴う固定資産税等の 精算に対する課税について

Q . 今年の6月に、所有する土地及び家屋を譲渡する売買契約を締結しました。譲渡した土地・家屋には本年度分の固定資産税及び都市計画税（以下、固定資産税等）が課されており、売買契約書では譲渡から本年末までの期間に係る固定資産税等に相当する額（以下、未経過固定資産税等に相当する額）を買主が私に支払うことになっています。この受け取った未経過固定資産税等相当額の税法上の扱いについて教えて下さい。

A . 受領した未経過固定資産税等相当額は、所有期間に応じた固定資産税負担の精算金ではなく、売買した不動産の譲渡額の一部を構成するものであり、譲受人の譲渡所得の計算上、収入金額に算入されます。また、その売買で消費税の課税取引に該当する部分については、対応する未経過固定資産税等相当額にも消費税が課されます。

固定資産税等は、その賦課期日（その年度の初日の属する年の1月1日）における土地又は家屋の所有者を納税義務者として課されるものであり、その年度の賦課期日後に所有者の移動が生じたとしても、新たに所有者となったものが、その賦課期日を基準として課される固定資産税等の納税義務を負担することはありません。

固定資産税等の賦課期日とは異なる日をもって土地建物の売買契約を締結する際に、買主が売主に対

して、売主が納税義務を負担する固定資産税等の税額のうち未経過固定資産税等に相当する額を支払うことを合意した場合、この合意は、土地及び家屋の売買契約を締結する際に、売主が1年を単位として納税義務を負う固定資産税等につき、買主がそれを負担することなくその土地及び家屋を所有する期間があるという状況を調整するために個々に行われるものであると考えられます。このことからすれば、支払いを受けた未払固定資産税等に相当する額は、実質的にはその土地及び家屋の譲渡の対価の一部を成すものと解するのが相当と考えられますので、譲渡所得の収入金額に算入され、その売買が消費税の課税取引に該当する場合は消費税が課されます。

ただし、固定資産の売買で、引き渡し時に登記簿上名義書替えを行わなかったため、登録名義人である譲渡者が当該固定資産の固定資産税等を納付することになった場合で、譲受人から譲渡人に固定資産税等に相当する金額を支払う場合は、譲渡の対価には含まれません。

登記が遅れる場合としては、当事者間の手違い、代金を分割で支払う場合で代金の相当部分を支払った段階で引き渡しがあったものとして帳簿上処理するものの、移転登記の日は代金全額を支払った時とされている場合……が考えられます。この場合は、当事者間で当該固定資産税等相当額であることを明記して金銭を授受した場合には、譲渡の対価には含まれません（当事者間で、名義借料等役務の提供の対価として授受した場合は、資産の譲渡等の対価として消費税課税となります）。

（税制委員会：赤羽総一郎、青木 稔、藤澤利幸グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

女性部からのお願い

～ 児童養護施設「松本児童園」への
寄贈物品ご提供のお願い～

女性部では今年も地域社会貢献活動として、児童養護施設「松本児童園」への支援を計画しております。つきましては、園より希望がござ

いました下記の物品につきまして会員の皆様からのご提供をお願い申し上げます。（10月末まで受付予定）

洗濯洗剤 シャンプー・リンス・コンディショナー
ティッシュ バスタオル

ご提供のお申出・お問合せは松本法人会事務局(電話35-8080)までお願いいたします。

(法人会やまびこ運動)

今月号折込の**黄色の紙**のチラシをご覧ください!

あなたのお知り合いを紹介してください!

“松本法人会やまびこ運動”

～会員さんの1割以上の紹介件数をめざして、11月まで実施中です～

☆皆様のお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいていない方に当
会から入会のお勧めをする運動です。

☆ご紹介先は、当会加入の有無が不明な場合でも、お気軽に“いつでも”ご返
信をお願いいたします。

☆今月号折込の黄色いチラシ裏面に、ご紹介いただけるお取引先・ご友人等を記
載いただき事務局までご返信をお願いいたします。

法人会活動の輪をより一層広げていくために、皆様のご協力をお願い申し
上げます!

第15回会員親睦ゴルフ大会開催

6月18日(土)松本浅間カントリークラブにおいて第15回会員親睦ゴルフ大会を開催しました。お天気にも恵まれ、6月にしては少し暑い中でしたが、今年は26組101名が参加し熱戦が繰り広げられました。

大会では、団体戦と個人戦を行い、団体戦では、税理士会Bチーム(上條光信氏・飯田章治氏・御小柴聡氏・西川直孝氏)が優勝しました。主な結果は下記のとおりです。

また、今回もチャリティー募金を行い、参加された皆様から65,100円の篤志が集まりました。お預かりしました募金は本年度も「松本山雅フットボールクラブ」へのパートナーズポンサー支援という形で使わせていただきたいと思います。



神澤会長(写真左)より団体戦優勝トロフィーを受け取る西川直孝氏(税理士会Bチーム)

主な成績(敬称略)

【団体戦】

優勝 税理士会B
準優勝 上高地・白骨温泉旅館部会
3位 波田部会

【個人戦】

優勝 谷上正明氏 ネット69.4
準優勝 足立敏文氏 ネット70.2
3位 伊藤 修氏 ネット70.8
グロス78(バスグロ)

【レディス部門】

優勝 宮下喜美子氏 ネット73.4
準優勝 金子美由紀氏 ネット74.0
3位 丸谷きよ子氏 ネット75.6

暑中お見舞い
申し上げます

「消費税申告一声運動実施中」



法人会のビジネスガード
Business Guard



世界有数の地震国、日本！
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。
地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



プロパティガード
Property Guard

法人会の地震対策プラン

企業財産保険＋地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

お問合せ先

AIU保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

松本支店

〒390-0815
長野県松本市深志2-5-26 松本第一ビル7F
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975
(受付時間：午前9時から午後5時まで土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。
保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。



安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成27年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

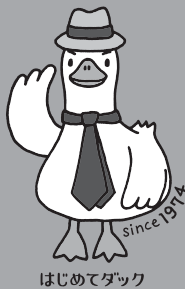


大同生命保険株式会社 松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に
幅広く対応した
がん保険。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。



はじめてダック

— 法人会 —
新生きるための
がん保険 7Days

— 法人会 —
新生きるための
がん保険 レディース 7Days

〈引受保険会社〉 **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社) 長野支社
〒380-0823 長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4F 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。
AF法推-2016-0039-1607037 6月22日

平成28年度 常任理事会・役員大会

日 時 8月26日(金) 14:00～18:20
 会 場 松本東急REIホテル
 常任理事会 14:00～14:50
 役員大会 15:00～18:30
 (1)会 議 15:00～16:00
 (2)税務講話 16:10～17:10
 講師：松本税務署長 清水 俊一 氏
 (3)懇 親 会 17:20～18:30

8月の予定

2日税制委グループ会議、第95回税制勉強会 3日広報委編集会議 5日女性部8月例会 11～16日事務局夏期休業 23日献血例会、組織委正副委員長打合せ会議 26日常任理事会、役員大会 30日決算説明会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/7月決算法人対象）
 8月30日(火) 午後2時より 大同生命松本ビル1階 第一会議室

青年部コーナー 開催報告

『親睦ビールパーティー』を開催しました

7月26日(火)、松本バスターミナル屋上「松本麦酒園」を会場に恒例の親睦ビールパーティーを開催いたしました。（担当：青年部第三委員会 深澤和紀委員長）



青年部員・本会役員さんとその関係者の方々、合わせて103名にご参加いただき、暑い日が続く中、冷たいビールを片手に親睦を深めていただきました。パーティーではお笑いタレント「メロディーきみえさん（安曇野市出身）」、「ジャイアント小馬場さん」による爆笑パフォーマンス、恒例の抽選会も行われ大いに盛り上がりました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。

役員合同研修旅行

7月3日～4日に本年度の役員合同研修旅行を実施しました（目的地：三重県伊勢志摩方面）。5月にG7サミットが開催された志摩市賢島や伊勢神宮な



どを訪れ、話題の観光地の空気や歴史的遺産の厳かな雰囲気を感じてまいりました。

信州とはひと味もふた味も違う、大変厳しい暑さの中での研修旅行となりましたが、参加者同士の親睦も深まり、有意義な旅行とすることが出来ました。ご参加ありがとうございました。

平成28年度 後期部会税務研修会

『テーマ：会社経費と資産にかかる税務』

講師：松本税務署 担当官

本年度後期の税務研修会を下記の日程にて行います。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。参加費は無料。会員の皆様にはハガキにてご案内いたします。

日程	部会等	会場	時間
9月2日(金)	松本Aブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00
5日(月)	松本Bブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00
6日(火)	塩尻部会	市民交流センター(えんぱーく)4階会議室401	15:00～17:00
8日(木)	川手部会	安曇野市商工会 明科支所	15:00～17:00
12日(月)	筑北部会	筑北村商工会	15:00～17:00
13日(火)	松本Cブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00
14日(水)	波田・安曇・奈川部会	松本市波田商工会	15:00～17:00
20日(火)	山形・朝日部会	山形村商工会	15:00～17:00
21日(水)	松本Dブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00
26日(月)	梓川・堀金・三郷部会	松本商工会議所梓川支所	15:00～17:00
27日(火)	豊科・穂高部会	安曇野市商工会 豊科支所	15:00～17:00
29日(木)	松本Eブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データ デジタルカメラ デジタル写真機

素材を組み合わせて

めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会

〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大開生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0639

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



浅間温泉「不動の滝」



大正六年、寄附を集め浅間公園をこの地に作った時、滝を作り不動明王を祭った。不動明王は悪を断じ、善をすすめ、修行者を守り、忿(ふん)怒の姿をとって衆生を教化しようとする。滝に打たれ心身を清め一心に不動明王を念ずれば祈は必ず通じかなうという。

(山口吉孝編集委員)

松本倉庫株式会社

日本の中心から物は動き出す



立地条件に恵まれた交通の要衝地

松本倉庫株式会社

本社(山形配送センター): 〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村8228
TEL: 0263-98-5556(代表) Fax: 0263-98-5560
URL: <http://www.matsumoto-souko.co.jp>

川柳コーナー

第五十六回松本市芸術文化祭
市民文芸展 川柳入選作品紹介
○SBC信越放送賞

はり詰めた

心が和む

医師の声

宮澤あや子

○奨励賞

妻となら

歩けるだろう

この先も

花岡 宏明

あとかぎ

近年、トマ・ピケテ
イの「21世紀の資本」
が先進国での格差拡大に警鐘を鳴らした。
日本もアメリカほどではないが、格差
が拡大しつつある。トップ10%の高額所
得者の所得は上昇しているため、格差は
年々拡大し日本は、アメリカに次いで2
番目。一方、貧困については、厚生労働
省の調査によると日本の貧困者の数は、
ここ30年弱の間に貧困率が12.0%から
16.1%に増えている。主要先進国の相
対的貧困率は、これもアメリカ(17.4
%)に次いで日本は2番目(16.1%)。
ロンドンビジネススクールのリンダ・
グラットン教授が、著書「ワーク・シフ
ト」の中で2025年頃には2極分化し
た生き方の未来予測をし、働き方をシフ
トする警鐘を鳴らしたが、上記と同様に
今まさにその流れがある。

今回の参議院選で自民党は大勝し、ア
ベノミクスは評価された。ますます一億
総活躍社会と経済優先の政策を進めてい
くと思うが、新しい価値観に基づいたピ
ジネスの発想や経済活動に転換してい
くことを願うところだ

す。(山口)

(本号編集委員)
山口吉孝、
沖健史)



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 塚田哲夫
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社